

**I P通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照**

旧	新																
<p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用 語</th> <th style="width: 85%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ～ (略) 11</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>12 特定電気通信サービス</td> <td>特定事業者が提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）</td> </tr> <tr> <td>13 ～ (略) 29</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	用 語 の 意 味	1 ～ (略) 11	(略)	12 特定電気通信サービス	特定事業者が提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）	13 ～ (略) 29	(略)	<p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用 語</th> <th style="width: 85%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ～ (略) 11</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>12 削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>13 ～ (略) 29</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	用 語 の 意 味	1 ～ (略) 11	(略)	12 削除	削除	13 ～ (略) 29	(略)
用 語	用 語 の 意 味																
1 ～ (略) 11	(略)																
12 特定電気通信サービス	特定事業者が提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）																
13 ～ (略) 29	(略)																
用 語	用 語 の 意 味																
1 ～ (略) 11	(略)																
12 削除	削除																
13 ～ (略) 29	(略)																
<p>附 則（平成15年2月21日西企営第119号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成15年3月1日から実施します。 （経過措置） 2 ～ (略) 4 5 <u>平成15年3月1日から平成15年5月31日までの間にI P通信網契約者から請求があり、平成15年10月31日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日からその翌々月の末日までのその付加機能利用料については適用しません。</u> 6 (略)</p>	<p>附 則（平成15年2月21日西企営第119号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成15年3月1日から実施します。 （経過措置） 2 ～ (略) 4 5 削除 6 (略)</p>																
<p>附 則（平成15年2月25日西企営第117号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成15年3月4日から実施します。 ただし、<u>閉域グループ内通信機能に係る部分については平成15年3月6日から、メニュー3に係る部分については平成15年3月7日から実施します。</u> （経過措置） 2 ～ (略) 5</p>	<p>附 則（平成15年2月25日西企営第117号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成15年3月4日から実施します。 ただし、メニュー3に係る部分については平成15年3月7日から実施します。 （経過措置） 2 ～ (略) 5</p>																
<p>附 則（平成15年5月23日西企営第22号） （実施期日） 第1条 この改正規定は、平成15年6月1日から実施します。 （経過措置）</p>	<p>附 則（平成15年5月23日西企営第22号） （実施期日） 第1条 この改正規定は、平成15年6月1日から実施します。 （経過措置）</p>																

新旧対照

旧	新
<p>第2条 ～ (略)</p> <p>第6条</p> <p>第7条 <u>平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間にI P通信網契約者から請求があり、平成15年12月28日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日からその翌々月の末日までのその付加機能利用料については適用しません。</u></p> <p>第8条 <u>平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間にI P通信網契約者から請求があり、平成15年12月28日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日からその翌々月の末日までのその付加機能利用料については適用しません。</u></p> <p>第9条 <u>第7条又は第8条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係る契約者回線等の設置の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。</u></p> <p>第10条 (略)</p>	<p>第2条 ～ (略)</p> <p>第6条</p> <p>第7条 削除</p> <p>第8条 削除</p> <p>第9条 削除</p> <p>第10条 (略)</p>
<p>附 則 (平成15年9月24日西企営第62号) (実施期日)</p> <p>第1条 この改正規定は、平成15年10月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>第2条 ～ (略)</p> <p>第8条</p> <p>第9条 <u>平成15年10月1日から平成15年12月31日までの間にI P通信網契約者から請求があり、平成16年3月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して3ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。</u></p> <p>第10条 <u>平成15年10月1日から平成15年12月31日までの間にI P通信網契約者から請求があり、平成16年3月31日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して3ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。</u></p> <p>第11条 <u>前2条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係る契約者回線等の設置の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。</u></p> <p>第12条 (略)</p>	<p>附 則 (平成15年9月24日西企営第62号) (実施期日)</p> <p>第1条 この改正規定は、平成15年10月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>第2条 ～ (略)</p> <p>第8条</p> <p>第9条 削除</p> <p>第10条 削除</p> <p>第11条 削除</p> <p>第12条 (略)</p>

新旧対照

旧	新
<p>附 則（平成15年10月22日西企営第76号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成15年11月4日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 <u>平成15年11月4日から平成15年12月31日までの間にメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（料金表第1表第1類第1の2-6に規定する額とします。）については適用しません。</u></p>	<p>附 則（平成15年10月22日西企営第76号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成15年11月4日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 削除</p>
<p>附 則（平成15年12月16日西企営91号） （実施期日）</p> <p>第1条 この改正規定は、平成16年1月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>第2条 ～（略）</p> <p>第14条</p> <p>第15条 <u>平成16年1月1日から平成16年3月31日までの間にメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年9月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（料金表第1表第1類第1の2-6に規定する額とします。）については適用しません。</u></p> <p>第16条 <u>平成16年1月1日から平成16年3月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成16年9月30日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して3ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。</u></p> <p>第17条 <u>平成16年1月1日から平成16年3月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成16年9月30日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して3ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。</u></p> <p>第18条 <u>前2条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係るメニュー1又はメニュー5の利用の開始の工事に同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。</u></p> <p>第19条（略）</p> <p>第20条（略）</p>	<p>附 則（平成15年12月16日西企営91号） （実施期日）</p> <p>第1条 この改正規定は、平成16年1月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>第2条 ～（略）</p> <p>第14条</p> <p>第15条 削除</p> <p>第16条 削除</p> <p>第17条 削除</p> <p>第18条 削除</p> <p>第19条（略）</p> <p>第20条（略）</p>
<p>附 則（平成16年3月25日西企営第141号） （実施期日）</p> <p>第1条 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>第2条 ～（略）</p>	<p>附 則（平成16年3月25日西企営第141号） （実施期日）</p> <p>第1条 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>第2条 ～（略）</p>

新旧対照

旧	新
<p>第13条</p> <p>第14条 <u>平成16年4月1日から平成16年7月31日までの間にメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年10月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（料金表第1表第1類第1の2-6に規定する額とします。）については適用しません。</u></p> <p>第15条 <u>平成16年4月1日から平成16年7月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成16年10月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して3ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。</u></p> <p>第16条 <u>平成16年4月1日から平成16年7月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成16年10月31日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して3ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。</u></p> <p>第17条 <u>前2条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係るメニュー1又はメニュー5の利用の開始の工事の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。</u></p> <p>第18条 ～（略）</p> <p>第20条</p>	<p>第13条</p> <p>第14条 削除</p> <p>第15条 削除</p> <p>第16条 削除</p> <p>第17条 削除</p> <p>第18条 ～（略）</p> <p>第20条</p>
<p>附 則（平成16年8月24日西企管第40号） （実施期日）</p> <p>第1条 この改正規定は、平成16年9月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>第2条 ～（略）</p> <p>第11条</p> <p>第12条 <u>平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間にメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料（料金表第1表第1類第1の2-6に規定する額とします。）については適用しません。</u></p> <p>第13条 <u>平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成17年3月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日からその翌々月の末日までのその付加機能利用料については適用しません。</u></p> <p>第14条 <u>平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成17年3月31日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日からその翌々月の末日までのその付加機能利用料に</u></p>	<p>附 則（平成16年8月24日西企管第40号） （実施期日）</p> <p>第1条 この改正規定は、平成16年9月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>第2条 ～（略）</p> <p>第11条</p> <p>第12条 削除</p> <p>第13条 削除</p> <p>第14条 削除</p>

新旧対照

旧	新				
<p>については適用しません。</p> <p>第15条 前2条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係るメニュー1又はメニュー5の利用の開始の工事に同時施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。</p> <p>第16条 ～ (略)</p> <p>第18条</p>	<p>第15条 削除</p> <p>第16条 ～ (略)</p> <p>第18条</p>				
<p>附 則 (平成16年9月8日西企営第47号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成16年9月14日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能を提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能を提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。</p> <table border="1" data-bbox="188 639 1037 775"> <tr> <td>閉域グループ内通信機能の区分がアのもの</td> <td>閉域グループ内通信機能の区分がアの(ア)の①のもの</td> </tr> <tr> <td>閉域グループ内通信機能の区分がイのもの</td> <td>閉域グループ内通信機能の区分がイの(ア)の①のもの</td> </tr> </table>	閉域グループ内通信機能の区分がアのもの	閉域グループ内通信機能の区分がアの(ア)の①のもの	閉域グループ内通信機能の区分がイのもの	閉域グループ内通信機能の区分がイの(ア)の①のもの	<p>附 則 (平成16年9月8日西企営第47号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成16年9月14日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 削除</p>
閉域グループ内通信機能の区分がアのもの	閉域グループ内通信機能の区分がアの(ア)の①のもの				
閉域グループ内通信機能の区分がイのもの	閉域グループ内通信機能の区分がイの(ア)の①のもの				
<p>附 則 (平成16年10月13日西企営第61号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成16年10月20日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。</p> <table border="1" data-bbox="188 1031 1037 1102"> <tr> <td>メニュー6の品目が11Mb/sのものに係るIP通信網サービス</td> <td>メニュー6の品目が54Mb/sのものに係るIP通信網サービス</td> </tr> </table>	メニュー6の品目が11Mb/sのものに係るIP通信網サービス	メニュー6の品目が54Mb/sのものに係るIP通信網サービス	<p>附 則 (平成16年10月13日西企営第61号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成16年10月20日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 削除</p>		
メニュー6の品目が11Mb/sのものに係るIP通信網サービス	メニュー6の品目が54Mb/sのものに係るIP通信網サービス				
<p>附 則 (平成16年12月22日西企営第86号) (実施期日)</p> <p>第1条 この改正規定は、平成16年12月24日から実施します。 ただし、メニュー5-1の100Mb/sのプラン4に係る部分については、平成17年3月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>第2条 ～ (略)</p> <p>第7条</p> <p>第8条 平成17年1月1日から平成17年4月30日までの間にメニュー6に係るIP通信</p>	<p>附 則 (平成16年12月22日西企営第86号) (実施期日)</p> <p>第1条 この改正規定は、平成16年12月24日から実施します。 ただし、メニュー5-1の100Mb/sのプラン4に係る部分については、平成17年3月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>第2条 ～ (略)</p> <p>第7条</p> <p>第8条 削除</p>				

新旧対照

旧	新
<p><u>網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年11月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（料金表第1表第1類第1の2-6に規定する額とします。）については適用しません。</u></p> <p>第9条 <u>平成17年1月1日から平成17年4月30日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成17年11月30日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して3ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。</u></p> <p>第10条 <u>平成17年1月1日から平成17年4月30日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成17年11月30日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して3ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。</u></p> <p>第11条 削除</p> <p>第12条 <u>前3条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係るメニュー1又はメニュー5の利用の開始の工事の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。</u></p> <p>第13条 ～（略）</p> <p>第15条</p>	<p>第9条 削除</p> <p>第10条 削除</p> <p>第11条 削除 第12条 削除</p> <p>第13条 ～（略）</p> <p>第15条</p>
<p>附 則（平成17年4月25日西企営第10号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 <u>平成17年5月1日から平成17年8月31日までの間にメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年11月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（料金表第1表第1類第1の2-6に規定する額とします。）及びその提供に係る交換機等工事費については適用しません。</u></p> <p>3 <u>平成17年5月1日から平成17年8月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成17年11月30日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して3ヶ月間のその付加機能利用料及びその提供に係る交換機等工事費については適用しません。</u></p> <p>4 <u>平成17年5月1日から平成17年8月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成17年11月30日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して2ヶ月間のその付加機能利用料及びその提供に係る交換機等工事費については適用しません。</u></p> <p>5 ～（略） 7</p>	<p>附 則（平成17年4月25日西企営第10号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 削除</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p> <p>5 ～（略） 7</p>

新旧対照

旧	新
<p>附 則（平成17年7月25日西企営第37号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成17年8月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 <u>平成17年8月1日から平成18年10月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成19年1月31日までに当社が符号蓄積機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して2ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。</u></p> <p>3 <u>前項の規定に該当する場合は、その符号蓄積機能の利用の開始に係る交換機等工事費については適用しません。</u></p>	<p>附 則（平成17年7月25日西企営第37号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成17年8月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 削除</p> <p>3 削除</p>
<p>附 則（平成17年8月25日西企営第42号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成17年9月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 <u>平成17年9月1日から平成18年10月31日までの間にメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年1月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して2ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（料金表第1表第1類第1の2-6に規定する額とします。）及びその提供に係る交換機等工事費については適用しません。</u></p> <p>3 <u>平成17年9月1日から平成18年10月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成19年1月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して2ヶ月間のその付加機能利用料及びその提供に係る交換機等工事費については適用しません。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>5 （略）</p>	<p>附 則（平成17年8月25日西企営第42号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成17年9月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 削除</p> <p>3 削除</p> <p>4 （略）</p> <p>5 （略）</p>
<p>附 則（平成17年10月25日西企営第57号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成17年10月26日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 <u>平成17年10月25日までにメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年10月26日から平成18年1月31日までの間にそのIP通信網契約者が契約者識別符号の追加を請求した場合（平成18年4月30日までにその提供を行った場合に限り。）は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。</u></p> <p>3 <u>平成17年10月25日までにIP通信網契約者から請求があり、平成18年4月30日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合であって、平成17年10月26日から平成18年1月31日までの間にそのIP通信網契約者が契約者識別符号の追加を請求した場合（平成18年4月30日までにその提供を行った場合に限り。）は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。</u></p> <p>4 （略）</p>	<p>附 則（平成17年10月25日西企営第57号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成17年10月26日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 削除</p> <p>3 削除</p> <p>4 （略）</p>

新旧対照

旧	新
<p>附 則（平成18年10月24日西企管第68号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 <u>平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間にメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年4月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。</u></p> <p>3 <u>平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間にIP通信網契約者から無線アクセス機能又は符号蓄積機能に係る請求があり、平成19年4月30日までに当社がその提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>6 （略）</p>	<p>附 則（平成18年10月24日西企管第68号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 削除</p> <p>3 削除</p> <p>4 （略）</p> <p>5 （略）</p>
<p>附 則（平成19年1月25日西企管第96号） （実施期日）</p> <p>第1条 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>第2条 ～（略）</p> <p>第11条</p> <p>第12条 <u>平成19年2月1日から平成19年3月31日までの間にメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年6月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。</u></p> <p>第13条 平成19年2月1日から平成20年3月31日までの間にIP通信網契約者（メニュー5-1のプラン5及びメニュー5-2のカテゴリ3に係る者を除きます。）から無線アクセス機能、符号蓄積機能、通信相手先識別符号追加機能又はセキュリティファイル供給先追加機能に係る請求があり、平成20年6月30日までに当社がその提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。</p> <p>第14条 ～（略）</p> <p>第16条</p>	<p>附 則（平成19年1月25日西企管第96号） （実施期日）</p> <p>第1条 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>第2条 ～（略）</p> <p>第11条</p> <p>第12条 削除</p> <p>第13条 平成19年2月1日から平成20年3月31日までの間にIP通信網契約者（メニュー5-1のプラン5及びメニュー5-2のカテゴリ3に係る者を除きます。）から通信相手先識別符号追加機能又はセキュリティファイル供給先追加機能に係る請求があり、平成20年6月30日までに当社がその提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。</p> <p>第14条 ～（略）</p> <p>第16条</p>

新旧対照

旧	新		
<p>附 則（平成19年3月30日西企営第118号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に I P 通信網契約者からメニュー6又は無線アクセス機能に係る契約者識別符号の追加又は変更の請求があり、平成20年6月30日までに当社がその提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。</u></p> <p>4 （略） （その他）</p> <p>5 （略）</p>	<p>附 則（平成19年3月30日西企営第118号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 削除</p> <p>4 （略） （その他）</p> <p>5 （略）</p>		
<p>附 則（平成19年4月18日西企営第3号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成19年4月19日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 <u>この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能が提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能が提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">閉域グループ内通信機能</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">閉域グループ内通信機能 閉域グループに属することが可能な契約者回線等が I P v 6 通信契約者回線以外の契約者回線等に限るもの</td> </tr> </table>	閉域グループ内通信機能	閉域グループ内通信機能 閉域グループに属することが可能な契約者回線等が I P v 6 通信契約者回線以外の契約者回線等に限るもの	<p>附 則（平成19年4月18日西企営第3号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成19年4月19日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 削除</p>
閉域グループ内通信機能	閉域グループ内通信機能 閉域グループに属することが可能な契約者回線等が I P v 6 通信契約者回線以外の契約者回線等に限るもの		
<p>附 則（平成19年9月25日西企営第46号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 <u>平成19年10月1日から平成20年3月31日までの間にメニュー6に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年6月30日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して1ヶ月間のその利用料（料金表第1表第1類第1の2-6に規定する額とします。）については適用しません。</u></p> <p>5 <u>平成19年10月1日から平成20年3月31日までの間に I P 通信網契約者から請求があり、平成20年6月30日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して1ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。</u></p> <p>6 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー5に係る I P 通信網契約の</u></p>	<p>附 則（平成19年9月25日西企営第46号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 削除</p> <p>5 削除</p> <p>6 削除</p>		

新旧対照

旧	新
<p>解除を行った後に、メニュー5-1の46Mb/s若しくは100Mb/s(プラン4のものに限ります。)又はメニュー5-2(カテゴリー3のものを除きます。)に係るIP通信網契約の申込みを平成19年10月1日から平成20年3月31日までの間に行った場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、第2項の規定を適用しません。</p> <p>(注)本条に規定する当社が別に定めるものは、この附則の2、西企営第119号(平成15年2月21日)の附則の4、西企営第22号(平成15年5月23日)の附則第5条若しくは第6条、西企営第62号(平成15年9月24日)の附則第7条、西企営第91号(平成15年12月16日)の附則第8条、西企営第141号(平成16年3月25日)の附則第10条、西企営第40号(平成16年8月24日)の附則第10条、西企営第86号(平成16年12月22日)の附則第5条、西企営第17号(平成17年5月20日)の附則の2、西企営第88号(平成18年1月25日)の附則の第2条、第4条若しくは第6条、西企営第96号(平成19年1月25日)の附則の第5条、第7条若しくは第10条、西企営第55号(平成19年10月29日)の附則の6若しくは8又は西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第4条、第5条若しくは第7条の規定とします。</p> <p>7 ~ (略) 9</p>	<p>7 ~ (略) 9</p>
<p>附 則 (平成20年3月27日西企営第113号) (実施期日)</p> <p>第1条 この改正規定は、平成20年3月31日から実施します。 (経過措置)</p> <p>第2条 ~ (略)</p> <p>第9条</p> <p>第10条 平成20年3月31日から平成21年9月30日までの間にIP通信網契約者(メニュー5-1の100Mb/sのプラン5若しくは1Gb/sのプラン2又はメニュー5-2のカテゴリー3に係る者に限ります。以下この条において同じとします。)から請求があり、平成21年12月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費及びその提供開始日から起算して1ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。</p> <p>2 平成20年3月31日から平成21年9月30日までの間にIP通信網契約者から無線アクセス機能に係る契約者識別符号の追加又は変更の請求があり、平成21年8月31日までに当社がその提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。</p> <p>3 (略) 4 (略)</p> <p>第11条 (略) (その他)</p> <p>第12条 (略)</p>	<p>附 則 (平成20年3月27日西企営第113号) (実施期日)</p> <p>第1条 この改正規定は、平成20年3月31日から実施します。 (経過措置)</p> <p>第2条 ~ (略)</p> <p>第9条</p> <p>第10条 削除</p> <p>2 削除</p> <p>3 (略) 4 (略)</p> <p>第11条 (略) (その他)</p> <p>第12条 (略)</p>

新旧対照

旧	新
<p>附 則（平成20年3月28日西企第110号） （実施期日） 第1条 この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。 （経過措置） 第2条 ～（略） 第9条 第10条 平成20年4月1日から平成21年5月31日までの間にメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成21年8月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費及びその提供開始日から起算して1ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。</p> <p>2 平成20年4月1日から平成21年5月31日までの間にIP通信網契約者（メニュー5-1の100Mb/sのプラン5若しくは1Gb/sのプラン2又はメニュー5-2のカテゴリ-3に係る者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があり、平成21年8月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費及びその提供開始日から起算して1ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。</p> <p>3 平成20年4月1日から平成21年5月31日までの間にIP通信網契約者からメニュー6又は無線アクセス機能に係る契約者識別符号の追加又は変更の請求があり、平成21年8月31日までに当社がその提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。</p> <p>4 平成20年4月1日から平成22年5月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成22年8月31日までに当社がセキュリティファイル供給先追加機能（区分がAのものであって、追加可能数が1のものから4のものに限ります。）の提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費及びその提供開始日から起算して2ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。</p> <p>5 平成20年4月1日から平成20年5月31日までの間にIP通信網契約者から符号蓄積機能又は通信相手先識別符号追加機能に係る請求があり、平成20年8月31日までに当社がその提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。</p> <p>第11条（略） （その他） 第12条（略）</p>	<p>附 則（平成20年3月28日西企第110号） （実施期日） 第1条 この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。 （経過措置） 第2条 ～（略） 第9条 第10条 削除</p> <p>2 削除</p> <p>3 削除</p> <p>4 平成20年4月1日から平成22年5月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成22年8月31日までに当社がセキュリティファイル供給先追加機能（区分がAのものであって、追加可能数が1のものから4のものに限ります。）の提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費及びその提供開始日から起算して2ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。</p> <p>5 平成20年4月1日から平成20年5月31日までの間にIP通信網契約者から通信相手先識別符号追加機能に係る請求があり、平成20年8月31日までに当社がその提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。</p> <p>第11条（略） （その他） 第12条（略）</p>

新旧対照

旧	新
<p>附 則（平成21年7月30日西企第54号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成21年8月1日から実施します。 （経過処置）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定に基づく変更の請求があった場合において、<u>閉域グループ内通信機能又は同時通信可能着信先数追加機能の区分の変更の請求が同時に行われ、当社がその請求を承諾した場合は、その交換機等工事費については適用しません。</u></p> <p>4 （略）</p>	<p>附 則（平成21年7月30日西企第54号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成21年8月1日から実施します。 （経過処置）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定に基づく変更の請求があった場合において、<u>同時通信可能着信先数追加機能の区分の変更の請求が同時に行われ、当社がその請求を承諾した場合は、その交換機等工事費については適用しません。</u></p> <p>4 （略）</p>
<p>附 則（平成23年7月29日西企第68号） （実施期日）</p> <p>第1条 この改正規定は、平成23年8月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>第2条 平成23年8月1日から平成24年8月31日までの間にメニュー5-2の46Mb/sのものに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3のもの又はメニュー5-2のカテゴリ2若しくはカテゴリ3のものへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成24年8月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、その契約者回線の品目若しくは細目（保守の態様による細目を除きます。）の変更の基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。</p> <p>第3条 （略）</p> <p>第4条 前2条の場合において、<u>無線アクセス機能、同時通信可能着信先数追加機能、通信相手先識別符号追加機能又はセキュリティファイル供給先追加機能の区分の変更の請求が同時に行われ、当社がその請求を承諾した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。</u></p> <p>2 前2条の場合において、<u>閉域グループ内通信機能又はメニュー8に係るIP通信網サービスを利用していた場合であって、閉域グループ内通信機能又はメニュー8に係るIP通信網サービスの申込みが同時に行われ、当社がその請求を承諾した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。</u></p> <p>第5条 （略） （その他）</p> <p>第6条 （略）</p>	<p>附 則（平成23年7月29日西企第68号） （実施期日）</p> <p>第1条 この改正規定は、平成23年8月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>第2条 平成23年8月1日から平成24年8月31日までの間にメニュー5-2の46Mb/sのものに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3のもの又はメニュー5-2のカテゴリ2若しくはカテゴリ3のものへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成24年8月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、その契約者回線の品目若しくは細目（保守の態様による細目を除きます。）の変更の基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。</p> <p>第3条 （略）</p> <p>第4条 前2条の場合において、同時通信可能着信先数追加機能、通信相手先識別符号追加機能又はセキュリティファイル供給先追加機能の区分の変更の請求が同時に行われ、当社がその請求を承諾した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。</p> <p>2 前2条の場合において、メニュー8に係るIP通信網サービスを利用していた場合であって、メニュー8に係るIP通信網サービスの申込みが同時に行われ、当社がその請求を承諾した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。</p> <p>第5条 （略） （その他）</p> <p>第6条 （略）</p>

新旧対照

旧	新
<p>附 則（平成24年1月19日西企営第147号） （実施期日）</p> <p>第1条 この改正規定は、平成24年1月23日から実施します。 （経過措置）</p> <p>第2条 平成24年1月23日から平成24年5月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成24年8月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供に係る基本工事費及び交換機等工事費については0円を適用します。</p> <p>2 平成24年1月23日から平成24年5月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成24年8月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から、その日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのその付加機能利用料（加算額については、その無線アクセス機能の提供の開始を同時に付与された特定電気通信サービス用認証IDに係る部分に限ります。）については0円を適用します。</p> <p>3 当社は、限定された期間内に申し込まれた無線アクセス機能に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、無線アクセス機能の申込みを平成24年1月23日から平成24年5月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、当社が別に定める場合を除き、第1項の規定を適用しません。</p> <p>第3条 （略）</p>	<p>附 則（平成24年1月19日西企営第147号） （実施期日）</p> <p>第1条 この改正規定は、平成24年1月23日から実施します。 （経過措置）</p> <p>第2条 削除</p> <p>第3条 （略）</p>

新旧対照

旧	新
<p>附 則（平成24年5月31日西企営第22号） （実施期日） 第1条 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。 （経過措置） 第2条 ～（略） 第6条 第7条 <u>平成24年6月1日から平成27年12月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成28年3月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供に係る基本工事費及び交換機等工事費については0円を適用します。</u> 2 <u>平成24年6月1日から平成27年12月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成28年3月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から、その日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのその付加機能利用料（加算額については、その無線アクセス機能の提供の開始を同時に付与された特定電気通信サービス用認証IDに係る部分に限ります。）については0円を適用します。</u> 3 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれた無線アクセス機能に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、無線アクセス機能の申込みを平成24年6月1日から平成27年12月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、当社が別に定める場合を除き、第1項及び第2項の規定を適用しません。</u> 第8条（略） （その他） 第9条（略）</p>	<p>附 則（平成24年5月31日西企営第22号） （実施期日） 第1条 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。 （経過措置） 第2条 ～（略） 第6条 第7条 <u>削除</u> 第8条（略） （その他） 第9条（略）</p>
<p>附 則（平成25年6月28日西企営第39号） （実施期日） 第1条 この改正規定は、平成25年7月1日から実施します。 （経過措置） 第2条（略） 第3条（略） 第4条 前条の場合において、同時通信可能着信先数追加機能又はセキュリティファイル供給先追加機能の区分の変更の請求が同時に行われ、当社がその請求を承諾した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。 2 前条の場合において、<u>閉域グループ内通信機能又はメニュー8に係るIP通信網サービスを利用していた場合であって、メニュー8に係るIP通信網サービスの申込みが同時に行われ、当社がその請求を承諾した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。</u> 第5条（略） 第6条（略）</p>	<p>附 則（平成25年6月28日西企営第39号） （実施期日） 第1条 この改正規定は、平成25年7月1日から実施します。 （経過措置） 第2条（略） 第3条（略） 第4条 前条の場合において、同時通信可能着信先数追加機能又はセキュリティファイル供給先追加機能の区分の変更の請求が同時に行われ、当社がその請求を承諾した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。 2 前条の場合において、メニュー8に係るIP通信網サービスを利用していた場合であって、メニュー8に係るIP通信網サービスの申込みが同時に行われ、当社がその請求を承諾した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。 第5条（略） 第6条（略）</p>

新旧対照

旧	新		
<p>附 則（平成26年8月28日西企営第70号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成26年9月1日から実施します。 （サービス終了）</p> <p>2 （略） （経過措置）</p> <p>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能が提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能が提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。</p> <table border="1" data-bbox="188 539 1037 603"> <tr> <td>無線アクセス機能におけるタイプ1又はタイプ2のもの</td> <td>無線アクセス機能</td> </tr> </table>	無線アクセス機能におけるタイプ1又はタイプ2のもの	無線アクセス機能	<p>附 則（平成26年8月28日西企営第70号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成26年9月1日から実施します。 （サービス終了）</p> <p>2 （略） （経過措置）</p> <p>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>4 削除</p>
無線アクセス機能におけるタイプ1又はタイプ2のもの	無線アクセス機能		
<p>附 則（平成27年12月17日西企営第119号） （実施期日）</p> <p>第1条 この改正規定は、平成28年1月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>第3条 平成28年1月1日から平成29年1月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成29年4月30日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供に係る基本工事費及び交換機等工事費については0円を適用します。</p> <p>2 平成28年1月1日から平成29年1月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成29年4月30日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から、その日を含む料金月の5か月後の料金月の末日までのその付加機能利用料（加算額については、その無線アクセス機能の提供の開始を同時に付与された特定電気通信サービス用認証IDに係る部分に限ります。）については0円を適用します。</p> <p>3 当社は、限定された期間内に申し込まれた無線アクセス機能に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、無線アクセス機能の申込みを平成28年1月1日から平成29年1月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、当社が別に定める場合を除き、第1項及び第2項の規定を適用しません。 （その他）</p> <p>第4条 （略）</p>	<p>附 則（平成27年12月17日西企営第119号） （実施期日）</p> <p>第1条 この改正規定は、平成28年1月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>第3条 削除</p> <p>（その他）</p> <p>第4条 （略）</p>		

